

農 整 第 158号  
令和5年6月8日

一般社団法人  
富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長

「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の  
一部改定（通知）

富山県農林水産部所管建設工事に係る「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」については、令和2年8月14日付け農整第355号に基づき試行しているところですが、令和5年5月8日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことから、試行の一部を改定しましたので通知します。

#### 記

1 試行要領の一部改定

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防対策にあたっては、真夏日の定義を日最高気温が「28℃以上の日」としていたものを従来の「30℃以上の日」とする。

2 適用年月日

令和5年5月8日以降の観測結果から適用する。

3 送付資料

- 1) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領
- 2) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領 新旧対照表

（事務担当 農村整備課技術管理係 TEL076-444-3299）